

トクオウジ 徳翁寺 鹿島郡小島に在つて、曹洞宗に属する。文龜元年徳翁これを本七尾に建て、後今の地に移した。

トクオウリヨウコウ 徳翁良高 石川郡曹洞宗大乘寺の住持。武藏の人、業を吉祥の離化堂に受け、月舟宗胡の法嗣となつた。初め美濃の智勝寺に首衆となり、次いで總持寺に瑞世し、正泉寺・宗林寺を置し、元祿四年大乘寺に晋んだが、九年事によつて退院し、末寺・檀越等議して住位に列せしめなかつた。

トクオンジ 徳音寺 江沼郡瀬越に在つて、眞宗東派に属する。山號は金寶山。もと同郡熊坂小字石坂(今廢滅)に在つたが、文久三年今の地に移つた。

トクガク 督學 藩校明倫堂及び經武館の學術武藝を統轄する職で、一に學校方御用ともいひ、天保十年の學政修補以後之を置いた。

トクカクソウリン 獨角宗麟 曹洞宗の僧。管て寶圓寺・一閑院に住し、最も書名があつた。獨角麟とも獨立麟とも歎する。

トクカモンドウシヨウ 徳華問答抄 一册。加賀藩の京都御抱能役者竹田權兵衛廣貞が、曩に歌舞名物同異抄を著した後、その補遺の意味で、匿名氏との問答體に能樂の源流等を論じたもの。享保元年出版。

トクガンイン 篤含院 大聖寺藩主第九代前田利之の法號。詳しくは篤含院温山良潤大居士。

トクガンジ 徳願寺 河北郡津幡に在つて、眞宗東派に属する。

トクガンジ 徳願寺 羽咋郡米町に在つて、眞宗東派に属する。

トクガンブンギヨウ 徳岩文苑 曹洞宗の

僧。金澤天徳院の開山巨山泉滴の弟子で、能美郡小松玉龍寺八代に住し、後また金澤に隱栖して龍淵寺を起した。正保二年前田光高の卒した時、天徳院の巨山寂後その住持を缺くを以て、徳岩擧げられて導師を勤めた。

トクギヨウ 德行 石川郡村井の内トクの小子。

トククラ 徳藏 石川郡の舊邑名。源平盛衰記の壽永二年平家擲手の大將維盛等が能登の志雄山に向かふ條に、『日角・室尾・青崎・大野・徳藏・宮腰までぞ續きたる。』とある。徳藏は石川郡の地であるが、今大野・宮腰附近にその名がない。

トククラシヨウ 得藏庄 承久四年四月の醍醐三寶院文書に、『加賀國得藏莊事。副進莊解一通。右件莊者、上醍醐根本准貳堂領。彼堂者、延喜聖主之御願、聖寶僧正之建立也。以莊地利充堂用途、所謂長日佛性燈油、六時僧衣食料是也。延長六年被施入當莊以來、長日不斷之勤、薰修及三百歳云々。』とあつて、醍醐寺領であつた。この得藏庄は、慶延記所載寛治三年十月日國守藤原朝臣から『可早大野郡得藏保奉免醍醐寺庄事』の廳宣があるものであるが、その大野郡は大野郷の誤であり、源平盛衰記の徳藏に同じく、今の石川郡内である。

トクケイ 徳岡 金澤時宗玉泉寺十五代の僧。桂光院共阿徳岡和尚と言はれた。文政六年晋山、弘化元年十一月十七日示寂。

トクゲソウカイ 毒華藏海 金澤曹洞宗天徳院九代の住持。寶曆十二年閏四月十六日寂。

トクゲンジ 得源寺 鹿島郡田鶴濱に在つて、眞宗東派に属する。

トクサン 徳山 能美郡山上郷に属する部落。郷村名義抄に、この村領はつとん谷といふ所に往古徳山寺があつたから名を得たとある。

トクジュン 篤諱 ↓シンオウトクジュン 心應篤諱。

トクシヨウジ 得生寺 羽咋郡河原に在つて、眞宗東派に属する。

トクシヨウジ 徳性寺 江沼郡菅谷に在つて、眞宗西派に属する。

トクシヨウジ 徳證寺 石川郡本吉(今美川)にあつて、眞宗東派に属する。

トクシヨウジ 徳照寺 羽咋郡領家町に在つて、眞宗東派に属する。

トクシヨウジ 徳照寺 鹿島郡高昌に在つて、眞宗西派に属する。

トクシヨウジ 徳生寺 鳳至郡和田に在つて、眞宗東派に属する。明治十三年九月寺號の公稱を許された。

トクシヨウジ 徳昌寺 鳳至郡波並に在つて、曹洞宗に属する。もと矢波廣福寺二代宗興明應中之を創め、後中絶してゐたのを、明治五年來應といふ者再興したといふ。

トクシヨウジ 徳勝寺 珠洲郡小路に在つて、眞宗東派に属する。

トクジヨウジ 徳成寺 鳳至郡興徳寺に在つて、眞宗東派に属する。明治十三年七月寺號の公稱を許された。

トクシヨバツユウロク 讀書拔尤錄 一册。奥村庸禮著。薛文公の讀書錄の要語を簡拔したものである。天和二年三月の自序、及び林

鳳岡・木下順庵の跋がある。

トクシヨロクシヨウ 讀書錄鈔 一册。奥村尚寬編。奥村庸禮の讀書拔尤錄から百七十餘條を抄出したものである。寛文四年脱稿。

トクセイ 徳政 (一)戰國時代―徳政は室町時代から行はれ、もと將軍の爲す所であつたが、守護輩も亦それに倣うて自己の領内に施行したことは、鳳至郡本誓寺文書に七月一日附佐脇美濃守綱隆・飯川若狭守光誠の名を以て『就馳走可申上、徳政之儀其郡被仰出者也。仍而執達如件。』とあるに依つて知られ、その年紀は不明であるが、本誓寺の他の文書より類推する時は略永祿の頃なるべく、飯川若狭守の名は天文廿年霜月十一日附諸橋村次郎兵衛家の文書にも見えて、畠山氏の臣であつたと思はれる。その他畠山義綱等が天文十七年八月惣持寺に興へた文書に、一國一同に徳政を施行する場合に在つても、同寺の寄進田畠及び祠堂米錢に關しては之を適用せざるべきを保證したものがあつたもの、又屢徳政の行はれたことを立證するものである。

(二)藩政以後―財政の逼迫その極に達した場合に、各藩の必然的に採つた手段は、債務の全部又は一部を解除したこと、その法室町以降の徳政に類するから、坊間では亦徳政と呼んだ。加賀藩に於いて此等の救済策を行つたは、前田治脩の天明五年に、一切の借銀を永年賦として辨濟すべき令を發し、又齊廣の文政九年には、仕法調達銀の上納と辨濟とを停止し、従うてこの資銀を借用する者の債務を免除したことがある。次いで天保八年九月藩は高率の借知を行ひ、之に因つて當然家政の困難を來すべき士人、及び士人の債務不履

トク